

令和7年1月7日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市ウェブサイト管理運営要綱を次のように定める。

姫路市ウェブサイト管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が管理運営するウェブサイトに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェブサイト インターネット上の特定のドメインの配下にある複数のウェブページの集合体をいう。
- (2) ウェブページ ウェブブラウザで閲覧できるコンテンツが掲載された個々のページをいう。
- (3) コンテンツ ウェブページに掲載されているテキスト、画像、動画、ファイル等の情報の総称をいう。
- (4) CMS コンテンツマネジメント管理システム（ウェブサイトを総合的に管理運営するシステムであって、プログラミングの知識がなくてもウェブページを簡易に作成し、更新し、又は削除することができるものをいう。）をいう。
- (5) CMS管理サイト www.city.himeji.lg.jp 配下のウェブページのうち、CMSで管理するウェブサイトをいう。
- (6) サブサイト CMS管理サイトのうち、別表第1の表サイト名の欄に規定するウェブサイトをいう。
- (7) FTPサイト www.city.himeji.lg.jp 配下のウェブページのうち、別表第2の表サイト名の欄に規定するウェブサイト等をいう。

(8) 関連ウェブサイト www.city.himeji.lg.jp 以外のドメインで市、指定管理者等が管理運営するウェブサイトをいう。

(9) UI/UX ユーザーインターフェース（フォント、画像、レイアウト等のウェブサイトを閲覧するための要素をいう。）及びユーザーエクスペリエンス（ウェブサイトを利用する際にユーザーが得られる体験をいう。）をいう。

（ウェブサイト統括管理者）

第3条 市が管理運営するウェブサイト全般に関する総合的な指導及び助言を行うため、ウェブサイト統括管理者を置く。

2 ウェブサイト統括管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 市が管理運営するウェブサイト全般に係る総合調整に関すること。
- (2) 市が管理運営するウェブサイト全般に係るユーザビリティの統括に関すること。
- (3) 市が管理運営するウェブサイト全般に係るウェブアクセシビリティの統括に関すること。

3 ウェブサイト統括管理者は、広報課長をもってこれに充てる。

（CMS管理者）

第4条 CMS管理サイトの全体的な統括及び適切な管理運営、総合調整、安全管理措置等を行うため、CMS管理者を置く。

2 CMS管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) CMS管理サイト全体に係る企画・調整・管理・運営に関すること。
- (2) CMS管理サイト内の個々のウェブページの管理運営に関すること。
- (3) CMS管理サイトを公開するために必要な機器等の安全管理に関すること。
- (4) CMS及びCMS管理サイトにおいて、障害が発生した場合の原因の調査及びその復旧に関すること。
- (5) CMS管理サイト及びFTPサイトに係る登録情報のセキュリティ対策に関すること。
- (6) CMS管理サイトに係る個人情報の保護に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、CMS及びCMS管理サイトの円滑な管理運営に必要な事項に関すること。

(8) ユーザビリティの確保に関すること。

(9) ウェブアクセシビリティの確保に関すること。

3 CMS管理者は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める者をもってこれに充てる。

(1) CMS管理サイトのうち、www.city.himeji.lg.jp/school/のURLを使用するもの 教育研修課長

(2) CMS管理サイト（前号に規定するものを除く。） 広報課長
（サブサイト管理者）

第5条 サブサイトの適切な管理運営を行うため、サブサイト管理者を置く。

2 サブサイト管理者は、必要に応じてCMS管理者に管理状況等の報告を行うとともに、サブサイトに関する次に掲げる職務を行う。

(1) 掲載するコンテンツ等の適切な管理及び掲載状況の把握に関すること。

(2) ユーザビリティの確保に関すること。

(3) ウェブアクセシビリティの確保に関すること。

3 サブサイト管理者は、サブサイトを所管する所属の長をもってこれに充てる。

（FTP管理者）

第6条 FTPサイトの適切な管理運営を行うため、FTP管理者を置く。

2 FTP管理者は、必要に応じてウェブサイト統括管理者に管理状況等の報告を行うとともに、FTPサイトに関する次に掲げる職務を行う。

(1) 掲載するコンテンツ等の適切な管理及び掲載状況の把握に関すること。

(2) ユーザビリティの確保に関すること。

(3) ウェブアクセシビリティの確保に関すること。

(4) 個人情報の保護に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、FTPサイトの円滑な管理運営に必要な事項に関すること。

3 FTP管理者は、FTPサイトを所管する所属の長をもってこれに充てる。

（関連ウェブサイト管理者）

第7条 関連ウェブサイトの適切な管理運営及び安全管理措置等を行うため、関連ウ

ウェブサイト管理者を置く。

- 2 関連ウェブサイト管理者は、必要に応じてウェブサイト統括管理者に管理状況等の報告を行うとともに、関連ウェブサイトに関する次に掲げる職務を行う。
 - (1) 掲載するコンテンツ等の適切な管理及び掲載状況の把握に関すること。
 - (2) ユーザビリティの確保に関すること。
 - (3) ウェブアクセシビリティの確保に関すること。
 - (4) 関連ウェブサイトを公開するために必要な機器等の安全管理に関すること。
 - (5) 登録情報のセキュリティ対策に関すること。
 - (6) 個人情報の保護に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、関連ウェブサイトの円滑な管理運営に必要な事項に関すること。
- 3 関連ウェブサイト管理者は、関連ウェブサイトを所管する所属の長をもってこれに充てる。

(CMS管理サイトの運営体制)

第8条 CMS管理サイトは、広報課が総合的な管理運営を行い、CMS管理サイト内の個々のウェブページについては所管課、室等が作成し、管理を行う。

- 2 CMS管理サイトは、広報課と所管課、室等間で連絡体制を確立し、CMS管理サイトとしての統一性を確保するものとする。
- 3 CMS管理者は、利用者の利便性向上のため、ユーザビリティ、アクセシビリティ等の観点から、CMS管理サイト内のウェブページの作成・変更等に対して必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 CMS管理者は、不適切なコンテンツを発見したとき又はコンテンツの継続的な掲載に問題があると認めるときは、当該コンテンツの公開を停止し、又は削除することができる。

(FTPサイトの運営体制)

第9条 FTPサイトは、当該FTPサイトを所管する所属が作成し、管理運営等を行うものとする。

- 2 ウェブサイト統括管理者は、利用者の利便性向上のため、ユーザビリティ及びア

クセシビリティ等の観点から必要と認めるときは、F T P管理者に対して必要と認める情報の提供を求め、又は必要な指導若しくは助言を行うことができるものとする。

(関連ウェブサイトの運営体制)

第10条 関連ウェブサイトは、当該関連ウェブサイトを所管する所属が作成し、管理運営等を行うものとする。

2 ウェブサイト統括管理者は、利用者の利便性向上のため、ユーザビリティ及びアクセシビリティ等の観点から必要と認めるときは、関連ウェブサイト管理者に対して必要と認める情報の提供を求め、又は必要な指導若しくは助言を行うことができるものとする。

(コンテンツの管理)

第11条 市が管理運営するウェブサイトに掲載するコンテンツは、次に掲げる条件を満たしたものでなければならない。

- (1) 最新かつ正確で、公平かつ公正なものであること。
- (2) 情報の有益性や利用者の利便性を確保したものであること。
- (3) 情報公開の観点から必要な情報を掲載するものであること。

2 コンテンツの作成に当たっては、知的財産権に配慮し、著作権等第三者が有する権利を侵害することのないよう作成しなければならない。

3 コンテンツの内容は定期的に見直すとともに、変更があった場合は速やかに変更しなければならない。

4 コンテンツの作成者は、広く周知すべき情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(個人情報取扱い)

第12条 市が管理運営するウェブサイトに個人情報等を掲載する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (2) 顔写真等を掲載するときは、原則として本人の了解を得ること。

(制限事項)

第13条 次に掲げる情報は、市が管理運営するウェブサイトに掲載することができない。

- (1) 公序良俗に反する情報
- (2) 主として営業活動、政治活動又は宗教活動を目的とした情報
- (3) 第三者を誹謗中傷し、又は不利益を与えると判断される情報
- (4) 犯罪的行為に結びつくと判断される情報又は法令に反すると判断される情報
- (5) 同意を得ていない個人情報（法令の定めにより公開するものを除く。）
- (6) 人権を侵害するおそれがある情報
- (7) 市の行政運営の実態と反し、利用者に誤解を与えるおそれのある情報
（リンクの取扱い）

第14条 市が管理運営するウェブサイトからリンクできるものは、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 電子申請その他の市が提供する電子行政サービス
- (2) 官公庁、地方自治体（姉妹都市等を含む。）又は独立行政法人
- (3) 公益事業のために法令に基づき国又は地方自治体が設置した法人
- (4) 前3号に定めるもののほか、ウェブサイトの利用者の便宜上有益なものと認められるもの

2 バナー広告については、姫路市公式ウェブサイト広告掲載基準（令和4年1月19日制定）を遵守しなければならない。

（アクセシビリティの確保）

第15条 アクセシビリティの確保に当たっては、次に掲げる事項を満たすように努めるものとする。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」に準拠し、すべての利用者がウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく利用できるようにすること。
- (2) 「姫路市ウェブアクセシビリティガイドライン」及び「姫路市ウェブアクセシビリティ対応基準書」を遵守し、日本産業規格 JIS X 8341-3:2016 の適合レベル

AAの達成基準を満たすこと。

(ユーザビリティの確保)

第16条 市が管理運営するウェブページのユーザビリティの確保に当たっては、利用者が利用しやすいウェブサイトとなるように次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 定期的に不要なコンテンツを削除することにより情報が探しやすいウェブサイトになるように努めること。
- (2) モバイル端末による操作性や視認性を重視したUI/UXの提供に努めること。
- (3) 利用する環境に依存することなくウェブページの情報を提供できるようにレスポンシブデザイン（デバイスの画面サイズに依存しないウェブサイトを構築する手法をいう。）で作成すること。

(安全管理措置)

第17条 市が管理運営するウェブサイトの安全管理のため、CMS管理者及び関連ウェブサイト管理者は、ウェブサイト統括管理者の指導及び助言に従い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ウェブサイトの情報セキュリティ対策を徹底し、不正アクセスや情報漏えいを防止するとともに、ウェブページの改ざん、サービス妨害等外部からの攻撃等に対して安全管理措置を講じること。
- (2) 運用状況の監視及び分析を行うとともに、適切なバックアップを行うこと。
- (3) 情報セキュリティが確保された状態でウェブサイトの運用が行えるよう、機器構成、ネットワーク構成及びセキュリティ対策を管理すること。
- (4) アクセス集中によりウェブサーバが停止しないよう対策を講じること。

(外部委託)

第18条 市が管理運営するウェブサイトの管理運営に係る事務の一部又は全部を外部の事業者へ委託する場合は、次に掲げる事項について委託先事業者と取り決め、文書を取り交わすものとする。

- (1) 情報の改ざん等に対する防御措置など安全確保に関する事項
- (2) 秘密保持義務に関する事項

- (3) 再委託の制限及び事前確認に関する事項
- (4) 法令の遵守に関する事項
- (5) 情報セキュリティポリシーに関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 著作権等の権利の帰属に関する事項
- (8) 障害等が発生した場合の対応に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広報課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月7日から施行する。

(姫路市ホームページ管理運営要綱の廃止)

2 姫路市ホームページ管理運営要綱（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

サブサイト名	URL	管理部署
姫路城公式サイト	https://www.city.himeji.lg.jp/castle/	姫路城管理事務所
姫路フォトバンク (写真ダウンロードサービス)	https://www.city.himeji.lg.jp/photobank/	広報課
ひめじキッズページ	https://www.city.himeji.lg.jp/himejikids/	広報課
姫路市立動物園	https://www.city.himeji.lg.jp/dobutuen/	動物園
姫路市立水族館	https://www.city.himeji.lg.jp/aqua/	水族館
姫路市立美術館	https://www.city.himeji.lg.jp/art/	美術館
姫路市子育て応援 サイトわくわくチャイルド	https://www.city.himeji.lg.jp/waku2child/	子育て情報相談室
姫路市保育士・保育所支援センター	https://www.city.himeji.lg.jp/hoiku-center/	保育士・保育所支援センター
音楽のまち・ひめじ	https://www.city.himeji.lg.jp/onmachi/	文化国際課
生涯現役ネットひめじ	https://www.city.himeji.lg.jp/geneki/	生涯現役推進室
姫路市埋蔵文化財センター	https://www.city.himeji.lg.jp/maibun-center/	埋蔵文化財センター
姫路モノレール	https://www.city.himeji.lg.jp/himemono/	手柄山交流ステーション
姫路市立図書館	https://www.city.himeji.lg.jp/lib/	城内図書館

姫路市立城郭研究室	https://www.city.himeji.lg.jp/jyokakuken/	城郭研究室
姫路城アーカイブ	https://www.city.himeji.lg.jp/castle-archive/	城郭研究室
市長の活動ブログ	https://www.city.himeji.lg.jp/hhisyo/	秘書課
姫路市立動物園「姫Zooぶろぐ」	https://www.city.himeji.lg.jp/hcityzoo/	動物園
姫路市立水族館「飼育係の日々」	https://www.city.himeji.lg.jp/hcityaqua/	水族館
姫路科学館「館長の独り言」	https://www.city.himeji.lg.jp/bossofatom/	姫路科学館

別表第2（第2条関係）

FTPサイト名	URL	管理部署
姫路城公式サイト	https://www.city.himeji.lg.jp/castle_repair-pic/	広報課
姫路お城まつり公式サイト	https://www.city.himeji.lg.jp/oshirofes/	観光コンベンション室
姫路ゆかたまつり公式サイト	https://www.city.himeji.lg.jp/yukatafes/	観光コンベンション室
姫路大名行列	https://www.city.himeji.lg.jp/daimyo/	観光コンベンション室
ひめじかん	https://www.city.himeji.lg.jp/himejikan/	観光コンベンション室
姫路城アーカイブ	https://www.city.himeji.lg.jp/castle-archive/	城郭研究室
姫路科学館	https://www.city.himeji.lg.jp/atom/	姫路科学館

書写の里・美術 工芸館	https://www.city.himeji.lg.jp/kougei/	書写の里・美 術工芸館
いいね姫路	https://www.city.himeji.lg.jp/iinehimeji/	ひめじ創生戦 略室
姫路市選挙管理 委員会	https://www.city.himeji.lg.jp/senkan/	選挙管理委員 会事務局
基準点等	https://www.city.himeji.lg.jp/kensetsu/	建設局道路管 理部